

学 則

① 実施団体	阪南市社会福祉協議会
②研修事業の名称	阪南市生活援助サービス従事者研修
⑥開講の目的	阪南市において平成29年4月からスタートした新総合事業において通所型・訪問型サービスを実施する個人や団体が安心して活動できるように、介護における知識や技術を身につけることと、阪南市が実施する多様なサービスの従事者として認定することを目的として研修を実施する。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	阪南市地域交流館 共用会議室3・4 住所：大阪府阪南市尾崎町1丁目18-15
⑩使用テキスト	各講師が準備した資料
⑪シラバス	別紙参照のこと（大阪府生活援助サービス従事者研修の指針による）
⑫受講資格	・阪南市内に居住・または就労・通学している方で障がい者・高齢者の介護に対して前向きに取り組み、地域福祉を担う姿勢のある16歳以上の者。 ・阪南市が作成する要綱に基づき新総合事業を実施する意向のある団体 通学が可能であって、当該クラスの研修日程において概ね受講を完了する ことが可能な者。
⑬広告の方法	阪南市社会福祉協議会ホームページ、チラシ等
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： http://www.hannanshi-shakyo.jp/
⑮受講手続き及び 本人確認の方法 (応募者多数の 場合の対応方法 を含む)	受講希望者に要項を配布し、受講申込書を受理した時点で受講決定とする。（定員になり次第締め切る） 受講申込書に必要事項を記入の上、受講者本人確認の為の下記に掲げる何れかの原本若しくは写しを添付し提出（送付）する。 ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 ② 住民基本台帳カード ③ 在留カード等 ④ 健康保険証 ⑤ 運転免許証 ⑥ パスポート
⑯受講料及び受講 料支払方法	受講料 無料
⑰受講者の個人情 報の取扱	個人情報保護規程策定の有無（有・無） 当該研修受講に関わる全ての個人情報の取り扱いについて、「個人情報保護法」その他の関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について必要かつ適切な措置を講じます。 修了者は阪南市の管理する修了者名簿に記載される。
⑲研修修了の認定 方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：原則、研修コースの期間内とする。 修了評価方法：14問の5者択一方式で6割程度の得点。 (テキストでの確認は可能とする)
⑳補講の取扱	補講の方法：補講は行わない。

㉙受講中の事故等についての対応	受講中に生じた事故については、実施団体が被保険者となっている保険を使用するなど、誠意をもって対応する。但し、受講生の故意または過失責任の問われる事故についてはこの限りではない
㉚研修責任者名、所属名及び役職	氏名：南 武雄 所属名：阪南市社会福祉協議会 役職：会長
㉛苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：坂上尚大 所属名：阪南市社会福祉協議会 役職：生活支援コーディネーター 連絡先：072-472-3333
㉜その他必要な事項	実施団体側が判断して明らかに受講を継続する意欲が無い、又は、講師や職員の注意・指導に従わない場合や受講継続が困難と判断される場合は退校処分となる場合がある。